令和８年８月２４日

愛荘町長　有　村　国　知　様

愛荘町公共下水道事業審議会
会長　森　野　久　栄

下水道使用料の改定について（答申）

令和７年７月２９日付け愛建第 1200 号で諮問がありました適正な下水道使用料のあり方については、慎重に審議した結果、当審議会の意見を「答申書」により提出いたします。

こちらは第５回審議会開催案内時に送付したものと同じです

下水道使用料の改定に関する
答申書（案）

令和８年８月２４日

愛荘町公共下水道事業審議会

1．　はじめに

下水道は、日常生活における汚水を処理することで、住宅やその周辺から発生する悪臭や害虫発生の防止を図り、快適な住民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければなりません。

本町の下水道事業は、公共下水道事業の運営を行っており、発生する汚水を排除し処理することを目的に、平成元年度から事業に着手し、平成 9 年度から供用を開始しています。令和 7 年度末の下水道普及率は 99.2%まで進捗しています。

下水道事業の運営において、本町では令和元年度に地方公営企業法を適用し、これまでの歳入歳出決算から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行しています。

経営の基盤となる下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適正な受益者負担のもと、一層安定した経営が将来的に確保できることが必要です。

本審議会では、厳しさを増す財政状況などを踏まえ、下水道事業の経営を持続可能で安定的に維持していくため、令和 7 年 7 月 29 日付け愛建第 1200 号で愛荘町長より下水道使用料改定の諮問を受け、5 回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を出しましたので、ここに答申するものです。

２．　下水道使用料改定について

（１）下水道使用料の在り方

本町の下水道使用料は、合併による下水道使用料の改定以降、約 20 年間改定されていない状況にあります。

現在の下水道使用料単価は約 133 円/㎥（令和 7 年度決算）であり、国が「収支構造の適正化に向けた社会資本整備総合交付金等の交付要件について」（令和 2 年度）で求める全国平均単価の 150 円/㎥を下回っており、15 年以上使用料改定を行っていない団体であることから、使用料の見直しが求められています。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されているため、これまで経費削減等に取り組んできましたが、現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、町税を財源とする一般会計からの多額の補助（繰出金）を受けることによって、下水道経営が維持されている状況です。

一般会計からの補助（基準外繰入金）は、令和 7 年度において約 1 億 5 千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れています。

下水道整備区域を拡張する時代は、新規利用者の増加等、使用料収入の増収となる要因がありましたが、下水道整備区域の概成、近年では人口減少や節水機器の普及等により、下水道使用料の大幅な増収は期待できません。加えて、今後は下水道施設の老朽化による施設・設備の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すとともに、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応等により、下水道事業だけでなく町の財政状況は更に厳しくなることが懸念されます。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費を下水道使用料で回収できるよう、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

しかし、下水道使用料改定に際しては、近年の物価高騰等のなか、急激な使用料の増額による住民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えます。

（２）下水道使用料算定期間

令和９年度から令和 16 年度までの８年間

令和６年度に策定した「愛荘町下水道事業経営戦略（計画期間：令和７年度～令和 16 年度）」では令和９年度から経費回収率を 100%以上確保すると定めています。このことを踏まえ、使用料算定期間についても経営戦略の期間に合わせ令和９年度から令和 16 年度までの８年間とします。

（３）改定率

15.0%

今回の改定では、下水道使用料算定期間内に、決算実績及び経営戦略に基づき算出される基準外繰入金を年間約 1.2 億円から１億円程度に軽減し、経費回収率 100%以上を確保するためには、使用料収入が 15%増収となる改定が必要となります。

なお、町は基準外繰入金の抑制に努めるために、更なる経費削減等、下水道事業経営の合理化を図り、引き続き最善の経営努力を行うことを要望します。

【下水道使用料改定計画】

	改定時期	改定率	増収額	年間収入
今　回	令和 ９年度	15.0%	約 4,931 万円	約４億 4,126 万円

（４）使用料体系

下水道使用料体系は、「基本使用料と従量使用料」による二部制を用いています。下水道事業着手時から体系の見直しは実施することなく現在に至っていることから、現行の使用料体系が町民には十分に浸透しています。

よって今回の改定では、現行の使用料体系を維持することで、基本使用料単価と従量使用料単価を全て一律改定することが適当です。

また、特定排水の使用料については、一般排水と同様に、「基本使用料と従量使用料」単価を改定することが適当です。

＊ 料金表 〈現行と改定案の比較表〉

（1 カ月／1 ㎥につき・税抜き）

種類	区分	使用水量	現行	改定案	現行差
一般排水	基本使用料		600 円	700 円	100 円
	従量使用料	0 ㎥を超え 10 ㎥まで	60 円	70 円	10 円
		10 ㎥を超え 30 ㎥まで	120 円	140 円	20 円
		30 ㎥を超え 50 ㎥まで	130 円	150 円	20 円
		50 ㎥を超え 100 ㎥まで	140 円	160 円	20 円
		100 ㎥を超え 750 ㎥まで	150 円	170 円	20 円
特定排水	基本使用料		600 円	700 円	100 円
	従量使用料	750 ㎥を超える分	210 円	240 円	30 円

【参考】

＊ 使用水量別使用料金 （税込） 〈現行と改定案の比較表〉

（1 カ月／税込み）

使用水量	現行	改定案	現行差
10 ㎥	1,320 円	1,540 円	220 円
一般家庭標準水量 25 ㎥	**3,300 円**	**3,850 円**	**550 円**
30 ㎥	3,960 円	4,620 円	660 円
50 ㎥	6,820 円	7,920 円	1,100 円
100 ㎥	14,520 円	16,720 円	2,200 円
750 ㎥	121,770 円	138,270 円	16,500 円
1,000 ㎥	179,520 円	204,270 円	24,750 円

（５）改定時期

令和９年４月施行

令和８年12月町議会定例議会で議決を得た後、使用者への周知期間等を考慮し、令和９年４月に下水道使用料改定を行うことが適当です。

３．　附帯意見

①下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きいことから、町は可能な限り、下水道使用料改定率の低減化を図り、住民及び事業者の負担増を抑える必要があります。

②国の指針では、適正な使用料について原則５年ごとに検討を行い、必要に応じて使用料改定を実施するよう示されています。今後においても町は更なる経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に一層努め、引き続き経営努力を行うことを切望します。

③下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要です。特に下水道使用料改定は、住民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解していただけるよう、情報を公開し周知に努めることが必要です。

４．結　論

本審議会では、下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、適正な下水道使用料について慎重な審議を重ね、これからの方向性を示しました。

本町の下水道事業が、住民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものです。

愛荘町公共下水道事業審議会 委員名簿

（令和７年６月１日～令和９年３月３１日）

（敬称略）

氏　名	備　考
山田　清孝	住民代表（秦荘地域） 下水道所管部長経験者
一岡　昭夫	住民代表（秦荘地域） 区長経験者
小杉　善範	住民代表（秦荘地域） 社会福祉協議会事務局長
太田　智子	住民代表（秦荘地域）
細江　新市	住民代表（愛知川地域） 愛荘町国際交流協会副会長
森　弘美	企業参加 株式会社ｆ-プランニング取締役
河村　吉久	住民代表（愛知川地域） 区長経験者
中村　由香里	住民代表（愛知川地域）

●識見を有する者

森野　久栄	識見者代表（元滋賀県湖東土木事務所長） （愛知川地域）

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
【諮問】 第１回	令和７年７月29日(火) 午前９時30分～ 愛荘町役場本庁舎３階 第４会議室	(１)下水道事業の概要について (２)下水道事業会計の経営状況について (３)下水道使用料の改定の必要性について
第２回	令和７年11月18日(火) 午後９時30分～ 愛荘町役場本庁舎３階 第２委員会室	(１)第１回審議会の振返り (２)下水道使用料の改定率について
第３回	令和８年３月16日(月) 午前９時30分～ 愛荘町役場本庁舎３階 第２委員会室	(１)下水道使用料改定の方針について
第４回	令和８年６月８日(月) 午前10時00分～ 愛荘町役場本庁舎３階 第２委員会室	(１)下水道使用料改定の方法について
【答申】 第５回	令和８年８月24日(月) 午前９時30分～ 愛荘町役場本庁舎３階 第４会議室	（１） 井戸水の使用水量について （２） 答申案について ●答申書の提出